

# 第 161号 答 申

## 第 1 審査会の結論

名古屋市長（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となる行政文書について、存否を明らかにしないで非公開とした決定は、妥当である。

## 第 2 異議申立てに至る経過

- 1 平成23年 7月19日、異議申立人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、名古屋市南区南保健所（以下「南保健所」という。）が保有している、〇〇病院（以下「本件病院」という。）が気管チューブ器具を単回使用を守らず、滅菌して再利用していた期間及び調査した期間がわかるもの（以下「本件請求文書」という。）の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。
- 2 同年 8月 2日、実施機関は、本件公開請求に対して、本件請求文書が存在する場合には、本件病院が気管チューブ器具を単回使用を守らず、滅菌して再利用していた期間及び調査した期間（南保健所）であることを示した上で、次の理由により、条例第 9条に該当するとして存否応答拒否による非公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を異議申立人に通知した。

請求に係る行政文書については、その存否を答えることにより、非公開情報を公開することとなり、存否についても応答できないものである。

### 非公開情報である根拠

条例第 7条第 1項第 2号に該当

本件病院が遵守事項を遵守したか否かについては、公にすることにより、本件病院の社会的評価が損なわれ、本件病院に明らかに不利益を与えると認められるため。

- 3 同月11日、異議申立人は、本件処分を不服として、実施機関に対して異議申立てを行った。

## 第 3 異議申立人の主張

- 1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消す、との決定を求めるものである。

## 2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

医療安全の観点から、単回使用医療機器を保証し得ない状態で再使用していたことは立入検査により調査していたはずであり、調査した期間に応答できないという非回答はあり得ない。

## 第 4 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

### 1 単回使用医療用具について

(1) 単回使用医療用具に関する取り扱いについて（平成16年 2月 9日付け医政発第 0209003号厚生労働省医政局長通知。以下「厚労省通知」という。）において、医療安全や感染の防止を担保する観点から、その性能や安全性を十分に保証し得ない場合は再使用しない等の措置をとるよう徹底が図られている。

(2) 本市においては、病院に対して立入検査を実施するに当たって必要な事項を、名古屋市医療法第25条に基づく立入検査実施要領（平成11年 4月 1日健康福祉局健康部保健医療課長決裁。以下「実施要領」という。）に定めており、人身事故、院内感染の発生、診療用放射線照射器具の紛失等の重大な管理上の事故等が生じた場合など、必要に応じて随時立入検査を実施することとなっている。

単回使用医療用具に関する随時立入検査を実施する際には、厚労省通知に基づき、単回使用医療用具を再使用していないか聞き取り調査や現場確認を実施することとなる。

### 2 本件病院が、気管チューブ器具について単回使用を守らず、滅菌して再使用していた期間（以下「本件情報①」という。）について

#### (1) 条例第 7条第 1項第 2号該当性について

ア 単回使用すべき気管チューブを滅菌して再使用していたかどうかという情報は、本件病院の事業活動上の情報であり、医療安全及び感染対策に関する情報である。

医療安全や感染対策に関する情報は、医療機関にとって事業を行う上で根幹に関わるものであることから、これらの情報は本件病院の社

会的評価に直結するものであり、これらの情報を公にすると、本件病院にとって明らかに不利益を与えるおそれがあると考えられる。

イ 厚労省通知は、単回使用医療用具の再使用を一切認めていないものではなく、その性能や安全性を十分に保証し得る場合は再使用を認めているものである。したがって、異議申立人が主張するように、本件病院が単回使用すべき気管チューブを滅菌して再使用していたとしても、直ちに厚労省通知を遵守していないとは言えず、条例第 7条第 1項第 2号ただし書アには該当しないものである。

ウ したがって、本件情報①に関する本件処分は条例第 7条第 1項第 2号に該当する。

## (2) 条例第 9条の該当性について

異議申立人は、本件情報①に関して本件公開請求を行ったが、当該情報が条例第 7条に規定する非公開情報であることは上記 (1)で述べたとおりである。

単回使用すべき気管チューブを滅菌して再使用していたかどうかという非公開情報のうち、異議申立人は本件病院という特定の医療機関における本件情報①を「名指し」で公開請求を行っている。

したがって、本件請求文書の存否を回答すること自体、結果的に条例第 7条第 1項に規定する非公開情報を公にすることとなると認められるため、本件情報①は条例第 9条に該当する情報であり、非公開は妥当であると考えられる。

## 3 本件病院が、気管チューブ器具について単回使用を守らず、滅菌して再使用していたことを、実施機関が調査した期間（以下「本件情報②」という。）について

### (1) 条例第 7条第 1項第 2号該当性について

ア 医療機関が単回使用すべき気管チューブを滅菌して再使用していたかどうかを、実施機関が立入検査で調査したという情報を公にすると、本件病院が法令を遵守していない取扱いを行っているおそれがあるなど憶測がなされ、立入検査自体が本件病院への不安や疑念を生じさせることになりかねないことから、本件病院の社会的評価を損ない、不利益を与えるおそれがあると考えられる。

イ したがって、医療機関が単回使用すべき気管チューブを滅菌して再使用していたかどうかを、実施機関が立入検査で調査したという情報は条例第 7 条第 1 項第 2 号に該当する。

(2) 条例第 7 条第 1 項第 6 号該当性について

ア 医療監視業務の立入検査は、医療機関から適切な情報を提供されることが前提となっており、実施機関と医療機関との信頼関係の上で成り立っている事務事業である。

イ 立入検査で知り得た情報を実施機関が公にすると、医療機関から立入検査に必要かつ適切な情報を得難くなるおそれがあり、医療事故防止や院内感染対策に関する確認、指導等が困難なものとなりかねない。ひいては医療機関が正確な情報を隠ぺいすることにつながり、その結果、実施機関が正確な事実を把握することが困難となり、医療機関における医療安全に資する指導機能が果たされず、適正な医療監視業務の遂行に支障をきたすおそれがある。

ウ 医療監視業務は、反復継続的な事務事業であり、一度立入検査で知り得た情報を公にすることにより、将来にわたり医療機関が医療事故に関する情報を提供しなくなるおそれがある。

エ したがって、医療機関が単回使用すべき気管チューブを滅菌して再使用していたかどうかを、実施機関が立入検査で調査したという情報は条例第 7 条第 1 項第 6 号に該当する。

(3) 条例第 9 条の該当性について

異議申立人は、本件情報②に関して本件公開請求を行ったが、当該情報が条例第 7 条に規定する非公開情報であることは上記 (1) 及び (2) で述べたとおりである。

異議申立人は、医療機関が単回使用すべき気管チューブを滅菌して再使用していたか否かを実施機関が立入検査で調査したという非公開情報のうち、本件病院という特定の医療機関における当該情報を「名指し」で公開請求を行っている。

したがって、本件請求文書の存否を回答すること自体、結果的に条例第 7 条第 1 項に規定する非公開情報を公にすることとなると認められるため、本件情報②は条例第 9 条に該当する情報であり、非公開は妥当で

あると考える。

## 第 5 審査会の判断

### 1 争点

実施機関が、存否応答拒否による非公開決定を行ったことが、妥当か否かが争点となっている。

### 2 条例の趣旨等

条例は、第 1条で規定しているように地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を求める権利を明らかにし、名古屋市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政への参加を進め、民主的で公正かつ透明性の高い市政の推進に資することを目的として、制定されたものである。

当審査会は、この条例の原則公開の理念に立って、条例を解釈し、本件事案を判断する。

### 3 公開しない理由の追加について

実施機関は、本件異議申立ての審議中に公開しない理由の追加を行ったが、当審査会としては、このような理由の追加が認められるか否かについては、次のとおり判断する。

条例が公開しない理由の付記を規定している理由は、実施機関の慎重かつ合理的な判断を確保するとともに、公開しない理由を処分の相手方に知らせることにより、その不服申立てに便宜を与えるためであると解される。公開しない理由の付記が行政手続の一環として要求されているにもかかわらず、不服申立ての審議の段階になってから理由の追加や差替えを安易に認めることは、公開しない理由の付記の趣旨が没却され、信義に反する結果を招くおそれがある。

しかし、当審査会において、新たに追加された公開しない理由について審議することができないとすると、当審査会より答申を受けた実施機関がその新たな公開しない理由により再び一部公開決定を行う可能性も否定できず、本件異議申立てに対する迅速な決定を妨げる事態が生じかねない。

また、実施機関は追加した公開しない理由を記載した弁明意見書を当審査会に提出し、当審査会は異議申立人に対して当該弁明意見書の写しを送付するとともにそれに対する反論の機会も与えた。

以上のことから、当審査会としては、追加された公開しない理由も含め

て本件異議申立ての審議を行ったものである。

#### 4 単回使用医療用具について

##### (1) 厚労省通知について

厚労省通知において、ペースメーカーや人工弁等の埋め込み型の医療材料等については医療安全や感染の防止を担保する観点から、その性能や安全性を十分に保証し得ない場合は再使用しない等の措置をとるなど、関係者に対する周知徹底が図られている。

なお、同通知には、使用する医療用具が単回使用製品であることは、当該医療用具添付文書上、明示することとなっていることがあわせて記載されている。

##### (2) 実施機関による立入検査について

ア 医療法（昭和23年法律 205号）第25条に基づく病院への立入検査は、実施要領に基づき、病院の所在する区の管轄保健所の所長の責任のもと、名古屋市千種区千種保健所、名古屋市中村区中村保健所、名古屋市中区中保健所及び南保健所の各保健所（以下これらを「集約保健所」という。）の医療監視員及び管轄保健所の所長の指定するその他の医療監視員により実施する。

イ 集約保健所は、病院に毎年定例立入検査を実施するほか、事故、苦情及びその他の事由により急を要する場合には、必要に応じて随時立入検査を実施することとなっている。

ウ 集約保健所が病院に定例立入検査を実施する際に用いる医療安全管理チェックリストには、厚労省通知に基づく単回使用医療用具の再使用に関する調査項目が設定されており、当該調査項目について、病院による事前の自己点検及び集約保健所による立入検査時の確認を行っている。

エ 集約保健所による随時立入検査は、必要に応じて病院への聞き取り調査、現場確認等により実施することとされている。

#### 5 条例第 9条該当性

(1) 公開請求に対しては、当該公開請求の対象となる行政文書の存否を明らかにした上で、公開決定等を行うことが原則であるが、本条は、その

例外として、対象となる行政文書の存否を明らかにするだけで、条例第7条に規定する非公開情報を公開することとなる場合には、行政文書の存否を明らかにしないで公開請求を拒否できることを定めている。

当審査会は、本条が濫用され、存否応答拒否による非公開決定が多用されると、原則公開の条例の趣旨に反することになるため、本件事案の審理に当たっては、本条の適用は厳格に行うべきであるという考えに立って審議した。

(2) 実施機関は、本件請求文書が存在するか否かを答えるだけで、条例第7条第1項第2号及び第6号の非公開情報を公開することになるとして、存否応答拒否による非公開決定を行ったものである。

(3) 当審査会は、まず、本件請求文書が存在するか否かを答えるだけで、条例第7条第1項第2号の非公開情報を公開することになるか否かについて判断する。

ア 本号は、法人等の事業活動の自由は原則として保障されなければならないとする趣旨から、公開することによって、当該法人等にとって不利益になることが明らかな事業活動上の情報については、非公開とすることを定めたものである。

イ 本件請求文書が存在する場合、本件情報①及び本件情報②が記載されたものであることから、本件病院の事業活動に関する情報であることは明らかである。

ウ 次に、本件請求文書が存在するか否かを答えるだけで、本件病院に明らかに不利益を与えると認められるか否かについて判断する。

(ア) 本件公開請求は、本件病院において単回使用を守らずに気管チューブを滅菌して再使用したことを前提としていることから、本件請求文書の存否を答えることにより、本件病院において単回使用を守らずに気管チューブを滅菌して再使用した事実の有無が明らかになる。

(イ) 仮に当該事実があった場合、医療用具の性能や安全性を十分に保証し得ない場合は再使用しない等の措置をとるとされている厚労省通知に反する取扱いを本件病院が行っていたと推測されるおそれがあり、当該事実が、本件病院の社会的評価に直結することから、本件病院に明らかに不利益を与えると認められる。

(ウ) したがって、本件請求文書が存在するか否かを答えるだけで、本件病院に明らかに不利益を与えると認められる。

エ 以上のことから、本件請求文書が存在するか否かを答えるだけで、条例第7条第1項第2号に該当する非公開情報を公開することになると認められる。

(4) 条例第7条第1項第6号該当性について

実施機関は、本件請求文書が存在するか否かを答えるだけで条例第7条第1項第6号に該当し、非公開情報を公開することになると主張しているが、上記(3)で判断したように、当該文書の存否を応答すべきでないと考えるので、これについて重ねて判断する必要はない。

6 上記のことから、「第1 審査会の結論」のように判断する。

第6 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過
平成23年10月31日	諮問書の受理
11月14日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
平成25年 3月22日	実施機関の弁明意見書を受理
3月26日	異議申立人に弁明意見書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があるときは反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述申出書を提出するよう通知
9月20日 (第154回審査会)	調査審議 実施機関の意見を聴取
11月15日 (第156回審査会)	調査審議
12月13日 (第157回審査会)	調査審議
平成26年 1月20日	答申